

## 会津大学短期大学部 教員免許状更新講習 FAQ

| 種別          | Q  | A   |
|-------------|--|---|
| <b>設備利用</b> | 駐車場は利用できますか？   | 自家用車でお越しの際は、係員の指示に従って駐車してください。駐車スペースには限りがございますので、受講当日は公共交通機関の利用、または乗り合わせでのご来校にご協力をお願いします。   |
|             | 食堂・売店は利用できますか？   | 夏季休業中のため営業しておりませんので、昼食や飲み物は各自準備していただけますようお願いいたします。  |
|             | 必修領域のみの受講はできますか？   | 受講申し込みは30時間（必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域18時間）での申込みのみとなっており、一部の領域のみでの受講はできません。   |
|             | 小学校教諭、養護教諭などの講習内容もありますか？   | 講習内容は幼稚園教諭、保育教諭を主な対象としたものとなります。   |
|             | 免許を複数持っている場合どうしたらよいですか？  | 複数の教諭免許状を所持している場合でも、30時間以上の更新講習を修了することにより、すべての免許状の有効期限が更新されます。  |
|             | 免許状を紛失した場合どうしたらいいですか？  | 免許管理者（各都道府県の教育委員会等）にお問い合わせください。   |
|             | 保育士として働いている場合は講習を受ける必要はありますか？  | 必ずしも講習を受ける必要はございません。ただし、認定こども園に勤務されている場合は幼稚園教諭の免許が必要になることもありますので、その場合はお勤めの園にご確認ください。  |
|             | 幼保連携型認定こども園で保育教諭として勤務（旧免許状を所持）していますが、保持している幼稚園教諭免許状がすでに修了確認期限を過ぎ、休眠状態になっています。講習を受講しなければなりませんか？ | 幼保連携型認定こども園で勤務する場合、経過措置期間（H27.4.1～H32(R2). 3.31）中は幼稚園教諭免許状または保育士資格のどちらか一方の免許、資格を有していれば保育教諭として勤務することができます。経過措置期間を経過後、保育教諭として勤務するためには、平成32（令和2）年1月31日までに教員免許更新講習の受講と、更新手続きをする必要があります。 |
|             | 幼稚園教諭の免許状を持っていますが、現在保育士として働いている場合は受講できますか？   | 幼稚園教諭免許状を有している保育士で受講できるのは、認定こども園、認可保育園、または幼稚園も設置している者が設置する認可外保育施設で勤務している方です。詳しくは免許管理者に直接事情を説明し、対象者であるかご確認ください。  |

申込前段階

教員免許状を持っていますが、教職にはついていません。講習を受講しなければ免許状は失効しますか？  
また、現在教職にはついていませんが、将来就きたいと思っています。受講は可能ですか？

教員免許状更新講習は、修了確認期限の時点で、教諭等の職に就いている或いは就く予定がある場合に受講・修了する必要があります。教職に就いていない場合には受講する必要はなく、修了確認期限を超過しても（旧免許状であれば）今お持ちの教員免許状は失効しません。ただし、修了確認期限経過後に教員に就こうとする場合は、その着任時までには免許状更新講習を修了し、「免許管理者」（都道府県の教育委員会）に確認の申請をすることが必要です。また、講習を受けるためには、あらかじめ受講対象者であることを証明していただく必要上がります。証明は、勤務する学校の校長、幼稚園・認定こども園の園長、そのものを雇用しようとする者、または臨時任用（または非常勤）教員リストを作成している者などが行うこととなります。様々なケースが考えられますので、ご不明な場合は「免許管理者」に事情を説明し、受講が可能かどうかをご相談ください。その結果証明が得られた場合には、免許状更新講習を受講することができます。

受講対象者であることの証明は、どこで受けたらいいですか？

教職経験によって、証明が異なります。  
①現職教員：現在お勤めの所属長  
②過去に教員だった方：勤務していた学校を管轄する教育委員会（私立の場合は学校長等）の在職証明書。  
③過去に経験なく、今後教員になる方：各市町村（小中学校）もしくは都道府県（高等学校）の教育委員会に講師登録等の上、当該の教育委員会が発行する非常勤講師リスト登録証明書  
※②と③の方は、本学から郵送する受講申込書を該当の教育委員会に提出し、直接証明をしていただいても結構です。

個人のEメールアドレスを所持していないのですが。

個人のEメールアドレスは、Yahoo!メールやGmail（Google）を無料で取得することが可能ですのでご検討ください。

パソコンがないのですが、どのように申し込んだらよろしいですか？

申し訳ございませんが、本学ではFAX・郵便・電話による申込受付は行っておりませんので、職場の上司、同僚あるいはご家族のご協力を得るなどして、対応をお願いいたします。なお、ご自宅でインターネットを利用できない場合は図書館等公共施設等でインターネットをご利用ください。勤務先の了解が得られれば、勤務先から手続きを行ってください。

|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
|                    | <p>正式な申し込みはどのようにしたらよいですか？</p>                   | <p>「受講申込書」などの書類を郵送いたします。「受講申込書」のご記入内容をご確認の上、所属長などの証明を受けてください。受講申込書の審査後、通過した方に「振込依頼書」を郵送いたします。振込確認ができれば受講票を郵送し、その時点で申し込み完了となります。必要事項を記載の上、金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口へ持参し、振り込んでください。銀行振込払込証明書は振込の確認、キャンセルの際に必要になりますので、講習終了まで保管してください。なお、現金または現金書留による納付は認めません。※振込手数料は受講者負担となります。</p> |
|                    | <p>申込期間と方法はどのようなになっていますか？</p>                   | <p>期間は2019年5月15日（水）10：00～5月24日（金）17:00です。申し込みが予定数に達し次第、受付を終了します。申し込みは専用Webフォームでのみ受け付けています。電話、ファックスなどではお受けできませんのでご注意ください。勤務先の了解が得られれば、勤務先から手続きを行うなど、各自でインターネット環境をご準備の上お申し込みください。</p>   |
| <p><b>システム</b></p> | <p>申込受付を、複数名分同じアドレスで登録できますか？</p>                | <p>申込受付は、一人につき一つのアドレスでのみ登録が可能です。一度登録されているアドレスを複数で利用することはできませんので、ご注意ください。特に職場の代表アドレスでの登録は行わないでください。申し込み時のアドレスは必ず個人のメールアドレスで登録するようお願いいたします。</p>   |
|                    | <p>期間中だが申込フォームに「現在受付をしておりません」と出てますがどうしてですか？</p> | <p>募集時間前、もしくは予定数に達したことによる受付の締め切り後と考えられます。</p>   |

|       |                                 |   |
|-------|---------------------------------|---|
| 受講料   | 受講料の支払いは、郵便局やコンビニエンスストアでもできますか？ | 大変申し訳ございませんが、納付については金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口でのみ、お受けしております。また、現金及び現金書留による納付は認めておりませんのでご注意ください。※振込手数料は受講者負担となりますのでご了承ください。  |
|       | 振込依頼書が届きません。                    | 発送日につきましては6月17日（月）を予定しておりますが、事情により郵送日時が前後する場合がありますのでご了承ください。なお、「振込依頼書」は、受講許可となった方にのみお送りしております。受講許可とならなかった方には「審査結果通知書」のみが送られておりますので、今一度ご確認ください。  |
|       | 記載の納付期限を過ぎてしまいました。どうしたらよいですか？   | 発送日につきましては6月は、受講許可となった方にのみお送りしております。受講許可とならなかった方には「審査結果通知書」のみが送られておりますので、今一度ご確認ください。  |
| 受講票   | 受講票が届くのはいつ頃ですか？                 | 受講票の発送日につきましては、7月16日（火）を予定しておりますが、事情により郵送日時が前後する場合がありますのでご了承ください。また、受講票がご指定の住所に届いた時点で申し込み完了となります。講習開催日の2週間前（7月25日（木））になっても受講票が届かない場合には、本学にお問い合わせください。   |
| キャンセル | キャンセルはできますか？                    | 可能です。やむを得ない事情により講習をキャンセルする場合は、必ずメールでご連絡ください。  |
|       | 申し込み後にキャンセルした場合、受講料の返金はできますか？   | 要項【7.（4）】に記載の期日までにキャンセルの申し出があった場合に限り、受講料を返金いたします。なお、返金手続きにあたっては「返還請求書」の提出が必要となりますので、キャンセルのご連絡をいただいた後、本学より手続きについて別途ご連絡いたします。実際に返金される額は、返金額から振込手数料を差し引いた額となります。（自然災害等、本学の判断で休講となった講習については、この限りではありません。） |

|            |  |  |
|------------|--|--|
| <b>受講</b>  | 病気、障がい、妊娠など特別な配慮を必要としていますが、受講できますか？        | 事前にメールまたはお電話にてご相談ください。   |
|            | 当日のスケジュールに関して詳しく知りたいのですが。                  | 当日のスケジュール（講習時間）は受講票を送付する際に同封する「2019年度更新講習時間割」でご確認ください。   |
|            | 特別な持ち物などありますか？                             | 受講票、筆記用具を必ず持参してください。その他の準備物や服装は講習によって異なりますので、受講票を送付する際に同封する「受講上の注意」でご確認ください。なお、受講票は講習期間中、毎日ご持参ください。  |
|            | 試験はありますか？                                  | 各講習終了後に修了認定のための試験を実施します。認定基準（試験の得点率60%）に達した方には、「修了（履修）証明書」が交付されます。試験の方法等については、講習初日のガイダンスまたは各講習の際に担当講師より説明があります。  |
|            | 試験が不合格の場合はどうすればよいですか？                      | 本講習では再試験を実施することがあります。再試験を実施する場合、試験の得点率60%未満の方は、願い出により再試験を受験することができます。再試験の結果、認定基準（再試験の得点率60%）に達した方には、「修了（履修）証明書」が交付されます。  |
| <b>修了後</b> | 修了（履修）証明書はいつ発送されますか？                       | 発送時期は9月下旬を目途にお送りします。   |
|            | 履修証明書と修了証明書のどちらが発行されるのですか？                 | 必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域18時間の合計30時間の履修認定がされた場合「修了証明書」として証明書を発行します。必修領域、選択必修領域、選択領域のうち、いずれか一つ、または2つの領域のみが履修認定された場合は「履修証明書」として証明書を発行します。また、修了認定試験に合格された方には修了（履修）証明書、不合格であった方には修了認定試験結果をご指定の住所に郵送します。 |
|            | 受講期間中や受講終了後に個人情報の登録内容が変わりましたが、何か手続きはありますか？ | 個人情報に変更になった場合には更新講習担当が変更手続きを行いますので、メール等でご連絡ください。修了（履修）証明書については登録の住所に送付されますので、変更がある場合は最新の情報をお知らせください。   |

修了証明書を紛失してしまった場合、再発行はできますか？

身分証明書の写しと返信用封筒（82円分の切手貼付け、長3封筒、あて先、住所記入のもの）を担当まで送付してください。なお、再発行は「免許更新手続き」に使用するためのみ対応いたします。